

# 静岡県B型肝炎ワクチン接種緊急対策事業実施要領

## 1 目的

出産に対する不安感の軽減やこどもの健康保持のため、定期予防接種の対象とならなかった平成26・27年度生まれの小児のうち、同居家族にB型肝炎陽性者がいる者が、3歳になるまでの間に緊急的にB型肝炎予防接種を受ける場合に、その費用の一部を助成する「静岡県B型肝炎ワクチン緊急接種対策事業（以下「本事業」という。）」を実施することにより、小児期のB型肝炎の家庭内感染等を予防することを目的とする。

## 2 事業主体

本事業は、静岡県（以下「県」という。）が、医療機関の協力を得て行う。

## 3 助成の方式

助成対象となるB型肝炎ワクチン予防接種は法にもとづかない任意接種とし、県は協力医療機関において助成対象者に対して接種費用助成の給付を行う。

## 4 実施期間

平成28年10月26日から平成29年3月31日まで

## 5 助成対象者

接種費用の助成対象者は下記条件をすべて満たす者とする。

- ・県内市町に住所を有すること。
- ・平成26年4月1日から平成28年3月31日に出生していること。
- ・3回の接種時点でそれぞれ3歳未満であること。
- ・同居家族にB型肝炎ウイルスの陽性者がいること。

## 6 申請方法

助成対象者の保護者は接種費用助成申請書（様式第1号）及び接種同意書（様式第2号）に下記の書類を添付して県内保健所または疾病対策課まで申請する。

### (1) 助成対象者の母子健康手帳の写し

子の保護者・子の氏名出生年月日記載欄及びB型肝炎の予防接種記録欄（B型肝炎ワクチンの接種欄がない場合には、全ての予防接種記録欄の写し）

### (2) 健康保険証の写し

## 7 接種助成券の発行

申請内容が条件を満たしている場合は、県保健所長又は疾病対策課長は、B型肝炎ワクチン接種助成券（様式第3号）を接種対象者に交付する。

なお、接種助成券の有効期限は、平成29年3月31日または助成対象者の3歳の誕生日のいずれか早い日とし、県保健所長又は疾病対策課長は、受診券の発行時にこの有効期限を記入する。

## 8 助成回数

3回の予防接種に対して助成する。

なお、自費で1回あるいは2回接種済みの場合には、残り回数分を助成する。

## 9 協力医療機関

県と委託契約を締結し、接種に協力する医療機関（本要領において「協力医療機関」という）は、別表のとおりとする。

## 10 接種方法

接種回数3回（標準的な接種間隔：4週間隔で2回接種。1回目の接種から20～24週間後に3回目を接種）

## 11 費用負担

接種に要する費用及び県の助成額は別紙のとおりとし、助成対象者負担額は接種の際に医療機関窓口で支払うこととする。

## 12 予防接種事故の補償

ワクチン接種により健康被害が発生した場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済給付を行うこととし、県は損害賠償金、補償金、見舞金等は支給しない。

## 13 その他接種上の留意点

接種を希望する助成対象者及びその保護者は、予防効果や副反応について十分に理解の上接種するものとする。

また、他のワクチンとの同時接種については医師が必要性を判断し、保護者の同意を得て行う。

#### 14 委託料請求

協力医療機関は、静岡県健康福祉部疾病対策課へ毎月末日までに前月分の実施報告書（様式第3号）及び請求書（様式第4号）を提出する。

ただし、平成29年3月実施分については、平成29年4月20日までに提出する。

#### 15 プライバシーの保護

事業の実施に当たっては、個人情報の保護について十分留意する。

#### 16 その他

この要領に定めのない事項については、県と県医師会が協議の上、決定する。

#### 附 則

この要領は、平成28年度の事業に適用する。

#### 別紙

項 目	金額（税込み）
接種総費用	8,000円
県助成額（契約額）	6,400円
助成対象者負担額	1,600円

上記接種費用には、ワクチン費用のほか、初診料、手技料等に相当するものを含んだ総額とする。

事業スキーム

